

近世在郷商人の農地経営

足立政男

- 一、はしがき
- 二、寄生地主的土地集中形態
- 三、小作料の高額性
- 四、手作りの経営形態
 - A、水田経営の実態
 - 1、品 種
 - 2、田 植
 - 3、除 草
 - 4、稲刈
 - 5、稲こき
 - 6、白ひき
 - 7、生産量
 - B、畑作経営の実態
 - C、藪畑における商業的経営
 - D、施肥事情
 - E、農業労働力の構成と賃金形態
 - 1、日雇賃金労働力
 - 2、年傭労働力
 - F、野道具
 - G、手作り経営における収支勘定

一、はしがき

およそ近世における封建的農村経済の特徴は、自給自足を原則とすることである。近世封建制が再編成され、それを安定せしめたものこそ実にこの自給自足的な農村経済にあったといつて過言ではない。封建政権が常に最大の関心をはらい、その基本的政策としたものは常にこの自給自足的農村経済の維持であつた。

それ故、農民が商人になることを許さず、商人が農村に入ることを禁じ、極力商品経済の農村侵入を防ぎ、農民をその最低生活に緊縛して貨幣経済から切りはなし、商品流通の世界から孤立させておこうと努力したのである。それにも拘わらず、農具、肥料等、農業技術の進歩に伴つて必然的に交換経済が発達し、自給経済は変質崩壊の途を辿つていった。加えるに江戸・大阪・京都をはじめとする大小都市の発達、全国的な交通の発達は、当時進展せる都市商品、貨幣経済を

して急速に農村を侵蝕せしめたのである。特にそれは徳川中期以後において著しい。しかして商品が農村に入るということは、農民がまた商品を生産するということである。このことは年貢の生産者として全剰余を捧げて来た農民が今や自分自身のために物を生産するということであり、農民は又そうすることによつてはじめて自分の欲する物を自由に手に入れることが出来ることとなるのである。かくて商品の売買、貨幣の流通が盛になるにつれ、資本をもつ機会をつかんだ地主とか在郷商人の中には、酒屋、油屋、薬屋等を営み、その商業経営によつて蓄積し得た商業資本を巧みに運用回転することによつて、次第に富豪階層に転化し、或ものは土地を集中して寄生的地主となり、或ものは商業、利貸経営でもつて近郷諸村を自己の経済的支配に隷屬せしめるといった形態をとるようになった。他方、水害、或いは凶作、或いは不幸に見舞われ、加うるに貢租の過重に堪えかねて転落貧窮化した

農民達は必然的に商業・高利貸資本の制圧下に立つて呻吟せざる得ない状態になっていった。

かかる近世経済社会の趨勢下にあつて、その文化及び商業の中心であつた京阪両都市の中間に位置し、比較的早やくから貨幣経済に接触して、近世経済社会の先進地帯として開けた山城国乙訓郡西岡一帯の在郷商人の存在形態を分析し、その致富の要因が奈辺にありしかを明らかにし、封建社会の推移、崩壊に如何なる役割を果したかについて考察を加えることは、近世及び近代の経済社会研究にとってまことに有意義なものと信ずる。殊に京阪両都市における、公家、武家、町人階級の経済生活の分析には欠くべからざる資料の研究となるものである。かかる観点から、在郷商人の存在形態の分析にあつては、そのすべての面に亘つて取り上げるべきが至当であることは論を俟たざる所であるが本稿においては、拙稿「近世在郷商人の利貸形態」(立命館大学人文科学研究所紀要第二号)に引続い

て、「質屋三郎兵衛」の在郷商人としての農業経営といたつた部面のみをとりあげて、その経営の実態を明らかにしめ、所期の目的を果したいと思う次第である。

二、寄生地主的土地集中形態

凡そ地主的経営に四つの基本的なものがあると思ふ。そのうちの三つの形態は、庄司吉之助氏が其の著「明治維新の経済構造」において論じている如く、(一)は富農的経営にみられるように自家労働力と他人労働力とを以て経営し、それ以上の土地をもつた場合に小作に出すという自作地主の場合である。(二)は経営と土地の集積を同時に展開するものである。その経営の仕方には、自耕地は一部分のみで鋤頭に一切まかすといふような資本家的な姿さえみられ、地主的側面は多数の小作経営をもつというもので、このような二側面をもつた資本家的地主経営である。(三)は(一)と同じく自家

労働と他人労働とをもつて、自耕地から余剰を得ているが、むしろ商業高利貸資本により土地の集積をはかり、小作料に依存するという寄生的経営の場合である。

私はこの三地主的経営形態に今一つの経営形態を附加したい。即ち(四)は(二)と(三)との組合さつたものであるが自耕地の経営は全く他人労働によるといつた形態である。即ち自耕地は一部分のみで、それを一切他人労働によつて経営するといつた資本家的形態をとりながら、しかも商業高利貸本により土地の集積をはかり、多数の小作経営を行っているといつたかたちの地主的経営形態の場合がそれである。此の形態はさきのべた庄司氏の三形態の不足を補うものである。地主的経営にはこの四つの形態が存在すると考えられる。

しかしここに紹介する「質屋三郎兵衛家」の場合、質屋を代代の家業にする畿内在郷商人であり、質屋と金貸業の経営（拙稿「立命館大学人文科学研究所紀要第二号、近世在郷商人の利貸形態」参照されたい。）によつて蓄

積した商業・高利貸資本でもつて土地の集積をはかり、これが土地経営の面においては、第四の形態をとつているのである。

おもうに中世末期、酒屋土倉によつて代表された商業高利貸資本の牙城であつた京都、奈良を中心とする畿内農村、殊に土一揆の中心地域である西の岡郷に属する乙訓郡一帯は封建的誅求の過重に加えて、早くから高利貸の腐蝕を蒙り、地主は多数の隷農を使役する直接的な大経営をやめて物納小作料に依存する寄生的地主となるものが多かつたのである。従つて窮貧の細農民は一応人格的に解放せられ、地主の土地を耕作する小作人となつたのである。それに伴い耕地は必然的に零細化せざるを得なかつた。しかしそれらの小作人は独立の生計と経営をもつ点においては隷農と區別されねばならないが、もちろん近代的小作人と異り尙多分に地主によつて有形無形の姿で束縛されていたのである。

かかる事情の西の丘地帯における在郷商人たる質屋三郎兵衛の土地集積の契機は、家業たる質屋業及び金貸業、特に彼の不動産質によるに金融業の活躍であつて、概していえば延宝以降長期にわたつて除々に集積をつづけたのである。およそ此の時代の土地集中は土地価格によつて表立つた売買によることを禁止されていたので、たいていは質地又は讓地・流地等の名称と形態の下に行われたのである。そしてここでは封建的規制たる封建的土地所有が否定されていた。それでは、質地・流地等を通じてどのようにして土地が移動し、また土地集中を結果したであろうか。それについては拙稿「近世における畿内在郷商人の高利貸資本について」（立命館経済学第一巻、第五、六号）において解明したところであるが、農民の水害と貢租の誅求による経済的破綻に対して菜種等の立毛担保の前貸、或は利貸における土地抵当、或は質地による流地等が主因になつて耕地の喪失と集中が行われるといった姿

が此の地帯において最も顕著に進行しているのである。

およそ農民が貨幣を必要とした時には、唯一の土地を売却するか、抵当とするか、質地とするか、或は米・麦・立毛等を担保とするかしか方法がなかつたのである。売ることは流地で行われる。抵当や書入れは質地への移行をも示す。質地は流地への過程ともなるのである。その実例として土地書入れの証文をあげると次のようなものがある。

借用申金子之事

一、合金式拾三兩也 利足月

右之金子我等無抛入用ニ付連印ヲ以借用申處実証明白也尤返済之義者其御入用之節何時成共急度返弁可申候則為引当我等所持

御蔵入上知、字六川

一、上田四畝歩 高五斗六升 内式斗八升 道荒

同所、字沓神

一、上畑 壹畝廿歩 高壹斗四升壹合

同所、古検同所

一、上畑 壹畝五歩 高壹斗五升貳合

一、連印之者家屋敷家財諸道具共一式 仍奥印如件

御蔵入新檢字堀

一、上畑貳畝拾八歩

高三斗三升八合

内壹斗三升五合定別

右之通書入置候間万一遲滞ニ相成
候ハバ引当之品早速売払代金ヲ以
急度返納仕其元殿江少茂御損相掛
申間敷候

為後日之借用証文仍而如件

安政五年午八月

神足村

百姓 長右衛門 門印

伏見竹田口

藤屋源次郎 印

同鐘木町

質屋清七 印

油屋三郎兵衛殿

前書通質入地面畝高少茂相違無之候

近世在郷商人の農地経営

御蔵入古檢上知兼帯

庄屋 吉左衛門 印

第1表 貸付証文担保物件調

年代	年		天	文	文	天	弘	嘉	安	文	元	慶	合
	証	文											
49	1	1	1	4	1	17	1	4	13	2	1	5	49
1	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	3	11
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
35	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	35
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7

(備考) ()の中の数字は担保物件が二つ以上ある場合で副担保物件と考えられるものである

第2表 貸付金額と貸付先人数調

(同一人の二回以上に互る貸借はこれを1名として計算す)

年代	貸付金額	庶民貸	武士貸	寺院貸	村貸	合計	貸付の地方
文化9年 正月現在	地方貸37貫94匁1分2厘 武士貸149両1步2朱外ニ11両	59名	8名	2名	2村	71	神足、調子、古市勝龍寺、菱川、古川、桶爪、馬場、開田、口明寺、下植野、山崎、友岡今里、上里、橋本下海印寺、奥海印寺、西九条、淀藩挺泉、京都、伏見いなり、丹波、の村々及び諸地方。
10年々	38貫441匁8分4厘	58	5	3	3	69	
11年々	—	55 (淀藩を除く)	2	2	2	62	
12年々	—	63 (同上)	3	3	2	71	
13年々	—	61 (同上)	3	4	2	70	
14年々	—	60 (同上)	3	3	1	67	
15年々	—	56 (同上)	2	4	1	63	
文政9年 正月現在	71貫872匁2分4厘	61 (同上)	3	2	4	70	
10年々	72貫474匁5分5厘	66 (同上)	3	3	2	74	
11年々	73貫204匁9厘	64 (同上)	3	6	4	77	
12年々	71貫974匁8分7厘	62 (同上)	4	4	2	72	

右の例は土地を書入れて借金しているのが、金主たる質屋三郎兵衛から借入三人が連帯で借金し、その返済責任をおうている。

かくして返済が不可能となった場合に土地について一方における喪失と他方における集の中が行われるのである。このような貸付金はどの位に上っていたかという点、文化九年の調べでは、金合六拾七両、銀合三十三貫六百三十二匁二分、合計銀三十七貫九百四十匁七分二厘で、百姓貸五十九名(延九十五名)村貸二ヶ村に上り、自村(神足村町方上・中・下町、在方)をはじめ、近郷九ヶ村に及んでいる。第1表は天明年度より慶応に至る約九十年間に亘って残存する貸付証文の担保物件及び貸付先を表示せるものである。事実はこの幾十倍もの貸付を行っていたのであって、彼の

土地集中はいろいろな形態において進められたものと推測されるのである。

次に第2表によつて貸付金額と貸付人数、が明らかにされる。これによつても彼が寄生的地主としての土地集中は、金貸業を中心としていたことを知ることが出来るのである。

なお寛政九年における「所持田畑水帳」（巳十月改之）によつても彼の土地集中形態が利貸による。讓地・抵当・質地・流地等がその主要なものであったことを知ることが出来る。例えば

すねこき

一、上々田 五畝拾八歩 高八斗五升
同 所

一、上々田 六畝歩 高九斗

右式枚一所本物長、左衛門分、

宛米三石五斗 作人勝龍寺

小 兵 衛

志水ノ口 実相院清水ノ上

一、上田八畝六歩 本物、平兵衛分、作人下町平兵衛

高岩石壹斗四升八合

宛米壹石七斗

桶口いなば

一、上田七畝式拾七歩

本物、次郎、左衛門、作人彌助

高岩石壹斗六合

宛米 壹石八斗

の如きは何れも貸付金による有期的本物か或は無期的本物の讓渡によつて質屋三郎兵衛の所有に歸した田地を再び小作に出して經營しているのである。第3表は、寛政九年における彼の所持田畑水帳を統計したものである。これによつて寛政年度すでに彼が所持していた小作田畑の筆数総計は百七十一筆、十町三反九畝二十歩にも上つていたこと。そのうち本物讓渡の田畑が五十六筆、合計三町五反九畝二十三歩で、総小作地田畑面積の三十四・六パーセントに達していることが知られる。このことは彼の土地集積が不動産質による金貸によつて相当早い時代から進められ、しかもその流地によつて彼の所持田畑が蓄積されていったことを物語る

第3表 種類別小作田畑 地表
(寛政九年所持田畑水帳による)

田種	筆数	面積				本物譲渡の田畑			
		町反	畝	歩	%	筆数	面積	各田位に 対する割合	
上々田	10	8.3	17		8.4	5	3.0	00	36
上田	74	56.9	02		54.7	28	22.9	22	40.3
中田	9	11.2	09		10.8	4	3.1	06	28.0
下田	6	3.9	17		3.8	2	1.2	25	32.3
下々田	1	.1	09		0.1	ナシ			
上畑	49	16.3	06		16.0	11	3.0	05	18.4
中畑	13	4.3	10		4.2	6	2.5	25	59.5
下畑	4	2.1	04		2.3	ナシ			
下々畑	1	.1	12		0.1	ナシ			
屋敷	4	.4	24		0.5	ナシ			
合計	171	103.9	20		100	56	35.9	23	34.6

ものである。

右に示したところは、質地による土地集中の様相を

みたのである。勿論全部の入質地が集積されるもので

はないにしても、高利貸地主の下に土地が集中され、

土地なき貧農が広汎に存在していたことは事実である。

更に注目すべきことは、彼が不動産質として

書入れしめた田畑は何れも負担の軽い良田であ

った。即ち全体の小作面積に対し、良質田畑の

小作地面積の割合は、上々田、八・四%、上田、

五十四・七%、上畑、十六%、計八十%がこれ

に属しているのである。かくて「勸農策」に「在

方一統困窮仕候内に、間には豪富の者も相見へ

候。是は如何にして富有に相成候ぞと申に、耕

作計にて身上仕出し候にては無御座、多く酒・

油・店商・質屋等にて御座候。一向無商売の者

も皆金貸しを仕り、其利息を取て手前よく相成

候にて御座候。又は金貸ほど利分のよきものは

無御座、間々不払者御座候て、損亡多く御座候得共、

利分の方多き事と被存候。又借銀する者程哀むべき事

は無御座候。素より不足仕候ゆへに借銀致し候上に、

一割半又は二割等の利息を加へ返済仕候事、如何にし

て出来可申哉、夫故に所持の家財・山林又は年貢安き

田畑などは此借銀利息に皆銀主へ取られ候様に相成候に付き、富豪の者の取持仕候田畑は年貢安く加徳御座候田地にて御座候」と述べているが、全くその言葉通りの姿で彼は寄生的地主化したといったとしても過言ではない。

しかして以上の如き寄生的地主としての土地集中は、他面において封建的土地所有が分解し、事実上農民の手にうつっていることを示すものである。たとえば、寛政九年の「前掲書」によれば

馬場口

一、上畑 貳畝歩 高貳斗五升、定納壹斗九升

宛米六斗九升

同所

一、上畑 貳畝六歩 高貳斗八升六合、定納貳斗貳升

宛米六斗貳升

小畑

一、上畑 六歩 高二升六合、定納貳升、宛米壹斗

野畑

一、上畑 壹畝拾五歩 高壹斗九升五合、定納壹斗五升

近世在郷商人の農地経営

宛米五斗

前畑

一、上畑 貳拾四歩 高壹斗四合、定納八升

宛米貳斗八升

南所

一、上畑 貳拾壹歩 高壹斗壹升、定納七升貳合

宛米貳斗七升五合

同所

一、上畑 壹畝拾貳歩 高壹斗八升貳合、定納壹斗四升

宛米四斗三升

〇〇池

一、上畑 三歩 高壹升三合、定納壹升、宛米六升

宛米合貳石九斗五升五合

定納合八斗八升貳合

引残貳石七升三合 作徳也

此代銀 貳貫貳百五拾目(田畑買得価格)

右ハ調子筑後守殿分、享和三亥年より此方分配

橋詰

一、田畑反歩 定納貳斗、宛米壹石八斗

作人 調子 藤 兵 衛

右ハ調子源吾殿分代銀壹貫六百匁、享和三亥年より此方分配

とある記録から享和度既に土地の表示価格による売買的な分配が行われ、かつその清算が農民の手によって行われ、その所有権が農民の手によっている節もあつたやうで、ここに封建的土地所有の分解と変質をみることができる。

三、小作料の高額性

江戸時代の各地の小作料額については村明細帳の類にその記載があり、戸谷氏、古島氏などによって多くのものが紹介せられており、殊に山城国乙訓郡久我村については、古島氏の手によってその高額性がその著「寄生地主制の生成と展開」において「本村の小作料の最大の特質はこの小作料が極めて高額であることにある。小面積の貸付地の場合には田畑共に反当六、七石に及ぶものもあり、その分散極めて広く、又後にみるように必ずしも賃租関係にみる上田、下田の田位に比例もしないので簡単に代表させることは出来ないが

江戸時代後期の田の小作料の最も一般的な料額は一石五斗乃至二石二斗の間にあるということが出来る。」と述べて克明に実証されているが、質屋三郎兵衛の貸付地の場合も全く同様で、高額小作料の上に吸著寄生していた事は明らかで、中村家、辻家の場合と同様の形態を示しているのである。

第4表は嘉永元年、三郎兵衛貸付地のうち、自村（神足村）のみの反当小作料額別分布の状況を一筆毎に反当換算して表示し、これを古島氏著「寄生地主制の生成と展開」に引用せる天保三年中村氏貸付地及び天明四年以後慶応二年に至る辻氏購入地の反当換算小作料額分布と比較せるものである。いまに、反当小作料額を五斗刻みに観察する時は、中村氏、辻氏の場合には共に一石五斗——二石の層が最も多く（前者三八% 後者三六%）二石——二石五斗が之に次いでいる。（兩者共に二四%）ところが質屋三郎兵衛の場合は、二石——二石五斗の層が一石五斗——二石の層と等しく、更に

第4表 質屋三郎兵衛の水田反当小作料
(嘉永元年十月引当地明細帳のうち神足村分のみ)

質屋三郎兵衛貸付地				中村氏(久我村天保3年)		辻氏(久我村天明4年一慶応2年)		
反当小作料	石	石	筆数	筆数	筆数	筆数	筆数	
区	分	分	百分率	百分率	百分率	百分率	百分率	
1.0~1.5	0	0	0	10	6.6	6.6	6	12.8
1.5~1.6	1	3.0	30.3	9	5.9	38.1	2	4.3
1.6~1.7	1	3.0		10	6.6		4	8.5
1.7~1.8	5	15.2		14	9.2		3	6.4
1.8~1.9	2	6.1	30.4	9	5.9	23.7	4	8.5
1.9~2.0	1	3.0		16	10.5		4	8.5
2.0~2.1	4	12.1		10	6.6		7	14.9
2.1~2.2	2	6.1	12.2	13	8.6	8.6	2	4.3
2.2~2.3	2	6.1		7	4.1		0	0
2.3~2.4	2	6.1		2	1.3		2	4.3
2.4~2.5	0	0	9.1	4	2.6	6.6	0	0
2.5~2.6	0	0		2	1.3		1	2.1
2.6~2.7	2	6.1		4	2.6		2	4.3
2.7~2.8	0	0	6.1	3	2.0	3.3	0	0
2.8~2.9	0	0		3	2.0		2	4.3
2.9~3.0	2	6.1		1	0.7		0	0
3.0~3.5	2	6.1	10	6.6	3	6.4	6.4	
3.5~4.0	2	6.1	5	3.3	3	6.4	6.4	
4.0~4.5	1	3.0	7	4.6	2	4.3	4.3	
4.5~5.0	2	6.1	3	2.0	0	0	0	
5.0~5.5	1	3.0	3	2.0	0	0	0	
5.5~6.0	1	3.0	1	0.7	0	0	0	
6.0以上	0	0	5	3.3	3.3	0	0	
計	33	100	152	100		47	100	

点数合 33点 御上納合 28石8升9合
 高合 40石1斗2升2合 小作米 70石5升
 反別合 2町9反5畝15分 差引徳米 41石9斗6升1合
 反当平均 小作料 2石3斗7升

小作料の特質を遺憾なく發揮しているのである。

一石五斗―二石五斗を更に一斗刻みでみれば一石七斗―一石八斗が五点、(一五・%、二石―二石一斗が四点と筆数が多いことは、古島氏所説の如く神足村を中心とする西の岡一帯において、久我村地帯と同様二石前後が江戸時代最も普通の小作料額ではなかったかと推測できるのである。勿論第4表に示すところの質屋三郎兵衛の小作料

二石五斗―三石の高額小作料が(一二・二%)之れに

は水害のない状態を予想した最高契約小作料であるといえる。そして水害に際しては大幅な減免が貢租・小

次ぎ、古島氏が畿内農村の小作料の特質としてその極めて高額なる例として引用した久我村の中村・辻氏の

作料共に行われたことは事実である。しかし彼が極めて高額の小作料の上で吸著していたことも事実であ

る。それは、彼の反当平均小作料が二石三斗七升(久我村では一石七斗を前後する)で辻氏・中村氏の場合より遙かに高額になっている事実によっても明らかである。

第5表 水田反当小作料2石5斗以上の耕地事情

盛	石	米	徳	小作料	納	上	高	積	面	当	小	反
石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石
10.3	1.748	2.00	2.52	360	.315	反	歩	石	5.71			
14.1	2.458	3.00	.542	774	.515	積	石	石	5.45			
13.9	.826	1.05	.224	320	.210	積	石	石	4.57			
14.0	1.408	1.80	.392	560	.400	積	石	石	4.50			
18.5	.836	1.20	.362	520	.226	積	石	石	4.30			
12.3	2.040	2.60	.560	800	.620	積	石	石	3.90			
10.2	2.588	3.20	.612	874	.820	積	石	石	3.72			
14.2	1.144	1.70	.556	794	.520	積	石	石	3.10			
15.0	2.262	3.50	1.238	1,740	1,118	積	石	石	3.01			
11.1	1.489	4.70	1,211	1,730	1,520	積	石	石	2.90			
11.9	1.851	2.60	.749	1,070	.900	積	石	石	2.90			
12.0	1.370	2.00	.630	900	.715	積	石	石	2.66			
9.4	1.953	2.60	.647	924	.925	積	石	石	2.63			

更に彼の手元に入つて来た小料米を貢租米と地主徳米に分けて見るとき、貢租米に比して彼の取分たる地主徳米が如何に大であつたかは約三町歩の小作料米合

計、七拾石五升のうち御上納米、合計二拾八石八升九合、地主徳米、四拾壹石九斗六升零合(前者四〇%、後者六〇%)の割合によつて明らかにされる。

次に小作料額の特に高額な場合の理由を考えるため反当小作料二石五斗以上のものを選んで観察すると第5表の示す十三例が挙げられる。この表で明らかにされることは第一に、徳米に比して上納が低く、地主が非常に有利であること。第二に、石盛に低いものが多く端数の出るものが多いこと、第三に、単位となる面積の狭いことをあげることが出来る。

大体一筆毎の面積は一石五斗―二石の群では一反前後が多く、三石以上の群には小さいものが多くなつてゐるが、これ等の水田は、水稻は勿論麦及菜種等の裏作も豊かに収穫されることの保証された所謂水害からも早害からも保護された良質田であつたと考えられる。そしてこれ等の高額の小作料は、米作と裏作の両者で負担されたものと考えられる。それにしても質屋三郎

兵衛が、小作料平均反当二石三斗七升の高額小作料、しかもその十分の六は自己の徳米になるといつた良田を神足村のみで三町歩も所持していたことは(三三筆のうち下田一筆、二筆は中田、他は上々田もしくは上田である)彼が畿内的な在郷商人として、その商業・高利貸資本家としての特質を家業たる質屋営業において遺憾なく發揮しながら、側面では寄生地主としての性格を極めて濃厚に打ち出し、畿内小作料の特質としての高額性の上に吸著し、致富蓄財のコースを歩んだのである。

次にかかる小作料と田位の関係を分析し、その高額小作料収奪の経営法及びその維持策について究明することにする。

江戸時代には神足村でも地主が小作人より受取るものは宛米又は小作料と呼ばれているが之は貢租と地主取分を合したものである。この小作料は平均二石三斗七升という驚くべき高額であるが、その構成主体であ

り、実質的な収入となる地主徳米(但し上納米の外に貨幣納も地主は行わねばならないのであるが後で述べることにする)の量は第6表の $\frac{\text{地主取分}}{\text{小作料}} \times 100$ によって明らか

如く、田位の上々・上・中・下とは逆の関係にあるということが出来る。之は領主別の課税率の高下も反映して変つて来ると思われるが、大体におい地味の上下と地主作徳米の取得量は反対で、上々田のうち貢租の高いものが地主作徳米が最小となっている。下田程地主徳米が多くなっている傾向が判る。地主にとつては、領主の課税率が少ない小作田地程有利となるような小作地の経営を行っているのである。即ち「担い小作」と称呼せる経営方法で、小作人に有利な上田と不利な下田とを組合せて貸付ける方法をとリ、下田(水害地)の小作経営を可能ならしめると共に、下田である上に水害等で貢租が低いにも拘わらず高額の小作料で貸付け、割高の作徳米を収納したのである。即ちこの村の例にあっては水害の度毎に地主層である村役人

が検見を願ひ出て、貢租の引き下げのために努力をつづけていることから、領主への上納米は一定量を最高にして、毎年その枠内で上下して変動したと考えら

る。そのため、収穫米と上納米の差額における増加分は地主か小作人に属するものと考えられるが、この場合の利益は恐らく地主が多くを占めたものと考えられる。何故ならば上納米の減少に比例して小作料を減じることとまれであるからである。

第7表は彼の小作米量が如何程あったかを「田畑宛米名寄帳」の集計によつて明らかにせるものである。即ち延享三年（一七四六）より、嘉永元年（一八四八）まで約百年余の中から十四例をと

り、その概要を表示してある。これによると彼が収納した小作米の分量はおよそ百三十石前後で、これに手作米を加えて百四五十石にのぼつたものようである。

手作米の収穫高が激しく変動しているのは小作地の増減（貸付・回収・小作人よりの返還等にもとずいて起る）によるため、一方で寄生地主化するが、他方では或る程度の田畑は手作りによる自家経営

第6表 土地種類別地主取分

種別	面積	石		高上		納地主徳米		小作料		地主取分
		反	畝	石斗升合	石斗升合	石斗升合	石斗升合	石斗升合	石斗升合	小作料 × 100 %
下田	1.520	1.730	1.211	3.489	4.700					76
中田Ⅰ	0.715	0.900	0.630	1.370	2.000					68.5
中田Ⅱ	0.900	1.070	0.749	1.851	2.600					71
上田Ⅰ	0.620	0.800	0.560	2.040	2.600					78
上田Ⅱ	0.820	1.077	0.754	1.046	1.800					58
上田Ⅲ	1.000	1.400	0.980	0.720	1.700					42
上々田Ⅰ	1.118	1.740	1.218	1.382	2.600					53
上々田Ⅱ	0.715	1.125	0.788	0.862	2.600					54
上々田Ⅲ	1.021	1.650	1.155	0.645	1.800					36

- 備考
1. 地主は小作料を小作人より収納して、そのうちから上納する。
 2. 嘉永元年申年十月引当田地明細帳（岡本家所蔵文書）による。
 3. 田地は何れも神足村のものである。

第7表 年度別下作米及手作米表

年号	下作米		手作米		合計	小作人数	小作地 筆数	反別合計	備考
	石斗升 合計高	石斗升 合計高	石斗升 合計高	石斗升 合計高					
延享三年 (1746)	1 3 6.0 8 0	3 0.	5	1 6 6.0 8 5	神足村51名, 勝龍寺村7名, 古市村9名, 横山2名, 開田村1名, (計)70名	下作分102 手作分19	—	—	
宝曆六年 (1756)	1 0 3.4 0 0	2 6.1 4 0	1 2 9.5 4 0	—	神足村45名, 勝龍寺村9名, 古市村5名, 横山2名, (計)61名	下作分99 手作分24	—	—	
明和七年 (1770)	1 2 0.7 6 0	1 8.2 6 0	1 3 9.0 2 0	—	神足村50名, 勝龍寺村7名, 古市村10名, 横山2名, (計)69名	113	—	—	
安永二年 (1773)	1 3 0.3 0 5	1 0.0 6 0	1 4 0.3 6 5	—	神足村53名, 開田村1名, 古市村10名, 横山2名, 勝龍寺村10名, (計)74名	113	—	—	
安永三年 (1774)	1 3 1.7 9 5	不 明	不 明	—	神足村51名, 開田村1名, 横山2名, 勝龍寺村8名, 古市村12名, (計)74名	114	—	—	
天明七年 (1787)	1 3 2.3 1 7	2 2.7 1 2	1 5 5.0 2 9	—	神足村45名, 開田村1名, 横山2名, 勝龍寺村11名, 古市村14名, (計)73名	118	—	—	
寛政九年 (1797)	1 3 7.5 8 5	1 5.6 1 0	1 5 3.1 3 5	—	神足村49名, 勝龍寺村5名, 古市村11名, 横山4名, 調子5名, (計)74名	171 町反畝分 10 3 9 20	—	—	
文化十年 (1813)	1 2 1.2 8 0	3 4.8 5 0	1 5 9.4 9 7	—	神足村41名, 古市村14名, 横山3名, 勝龍寺村9名, 調子村5名, (計)72名	114	—	—	
文政二年 (1819)	1 1 2.1 3 1	3 0.4 8 0	1 4 2.6 1 1	—	神足村43名, 古市村14名, 開田村1名, 勝龍寺村6名, 調子村5名, 横山1名, (計)70名	112	—	—	
文政三年 (1820)	1 5 3.3 6 8	3 5.0 1 2	1 8 8.3 8 0	—	神足村44名, 古市村16名, 開田村1名, 勝龍寺村6名, 調子村4名, 横山2名, (計)73名	105	—	—	
文政六年 (1823)	8 1.1 3 8	—	—	—	(水田地のみ) 銀15匁	60	—	—	
文政十年 (1827)	1 0 5.7 2 9	—	—	—	(水田地のみ) 銀15匁	77	—	—	
天保三年 (1832)	9 6.2 9 5	—	—	—	(水田地のみ)	72	—	—	
嘉永元年 (1848)	7 0.0 5 0	—	—	—	(水田地のみ)	33	町反畝分 2 9 5 15	神足村のみ の水田小作地	

をせざるを得なかつたのである。そしてその手作り経営は多くの安価な雇傭労働によつて行われたのである。小作人数は七十余人を数え、かつ数ヶ村に亘っている事は、彼の小作地が数ヶ村に亘つて散在していること、又同時に、彼の手広く行つていた家業としての質屋業、金貸業、殊に不動産質による金融業の盛んな活躍をうらずける証拠ともなるのである。

次にこの寄生的地主として彼が収納せる小作料米に對する貢租及び諸割引、諸経費及びそれらを差引いた残高即ち作徳高をみるに次の如くなつてゐる。

〔例一〕延享三年度
宛米百三拾六石八升

内

式石式斗四升四合
六斗九升二合
四斗四升六合

手作畝引
下作畝引
未進

〇メ三石三斗八升式合

〇五斗三合

六郎兵衛、四郎兵衛、惣次郎、作次郎、山年貢

〇九拾壹石九升四合

銀・米 御年貢

式拾九匁五分

川田志り、數野伴式、上げ〇〇分

三拾九匁六分

とうが内砂取払代 三貫文

メ六拾九匁七分

六十三匁がへ

〇此米壹石九升七合

米合九拾六石八斗八升六合

引残三拾九石壹斗九升三合過

外ニ又

拾式匁

本物利銀

四拾四匁三分七厘

第三貫百二十五文

式拾式匁四厘

竹皮壹貫六百九十式匁

七匁三分

竹枝九拾把

式百三拾匁

竹百拾四束

銀合三百拾七匁七分

此米五石四升三合

式口米合四拾四石式斗三升四合

作徳

右寅年作徳算用卯正月六日記す

〔例二〕宝曆四年度

手作下作共合計 百三拾石壹斗壹合

内

拾六石三斗式升式合

免ニ成ル

卷石七斗八升八合五勺 未 進

引殘 百拾卷石九斗九升五勺

外へ出す年貢

一、卷斗七升三合

六郎兵衛

一、卷斗

作次郎

一、三斗

彌兵衛

一、五升

新檢惣作

一、七石六斗貳升九合

新檢米方

一、百拾匁九分貳厘

同 銀方

一、五石貳斗一升壹合

古檢米方

一、八拾卷匁七分壹厘

同 銀方

一、拾石貳斗貳升五合

上知米方

一、百七拾三匁九分貳厘

同 銀方

一、六石五斗四升

乙訓寺米方

一、三拾七匁七分七厘

同 銀方

一、四石七斗三升貳合

実相院米方

一、三拾六匁分貳厘

同 銀方

一、八石九斗壹升五合

古市新檢米方

一、百五拾六匁

同 銀方

一、三石四斗七升七合

古市上知米方

一、七拾貳匁三分七厘

同 銀方

一、四石四斗七升壹合

般舟院米方

一、貳拾貳匁六分八厘

同 銀方

一、八斗八升貳合

大原野米方

一、四匁七分壹厘

同 銀方

一、八匁六分五厘

酉欠取新檢分

一、八匁壹分厘

酉欠取古檢分

一、拾貳匁四分四厘

酉欠取上知分

○米方 × 五拾貳石八斗七升五合

神足銀四百 × 七拾四匁六分五厘

五拾貳匁がへ 神足村相場也

○此米九石壹斗貳升八合

古市銀 × 貳百五拾匁七分七厘

五拾三匁がへ 古市村相場也

○此米四石八斗貳升六合

米三口 × 六拾六石八斗貳升九合

引殘四拾五石壹斗六升壹合五勺

又

貳斗五合 乙訓寺分酉年下免

七拾匁 三株分 酉年免

五拾貳匁がへ 村相庭也

惣米 × 四拾六石七斗壹升三合

右者宝曆四戊午年地方算用

亥年正月十七日ニ改之也

例一、二によつて明らかな如く延享三年の小作米三十六石八升及び宝曆四年の手作米・下作米合計百三十余石の収納米は、貢租（銀租・米租）を始め他の他の控除米を差引いてなお純作徳米として四十数石以上の米穀が残っているのである。大体小作米の三〇%乃至四〇%が残ることになる。彼の農業経営における蓄積資本のおよその額がこれによつて推測されるのである。更に彼の貢納先が、新検・古検・上知・（神足村及び古市村）乙訓寺・実相院・般若院と分散しており、しかも現物米納の外に相当額の貨幣銀納が行われていることは、この地方一帯の農村が貨幣経済、商品流通経済の中に深く入り込んでいたことを物語っているのである。

なお第8表は下作米の合計高と年貢との比較

第8表 下作米に対する貢租高と作徳高

種別 年代	収納米合計			年貢			差引 作徳米
	下作米計 石斗升合	其の他 石斗升合	合計 石斗升合	米年貢 石斗升合	銀年貢	合計 石斗升合	
延享四年	137.850 <small>石斗升合</small>	169 ⁴ / ₄ 此米 2.491 <small>石斗升合</small>	140.341 <small>石斗升合</small>	90.294 <small>石斗升合</small>	—	90.294 <small>石斗升合</small>	50.047 <small>石斗升合</small>
寛延二年	128.376	—	128.376	61.678	1貫184匁4分8厘 此ノ銀米ニテ 村相場65匁ガヘニテ 18石2斗2升3合	79.901	48.475
寛延三年	120.271	3.914	124.185	66.046	1貫017匁3分8厘 村相場60匁ガヘニシテ 此米16石9斗5升6合	83.002	41.183
寛延四年	122.745 (手作) (下作共)	—	133.745	62.893	新銀 562.82 村相場55匁ガヘニシテ 此米 10石3斗4升1合 古銀 330.12 56匁ガヘニシテ 此米 5石8斗9升5合	78.927	54.818 (手作米) (ヲ含ム)
宝曆二年	147.478 (手作米) (ヲ含ム)	—	147.478	69.901	新銀 664.69 46匁ガヘニシテ 此米 14石4斗5升 古銀 280.65 46匁ガヘニシテ 此米 5石9斗7升	90.322	57.156 (手作米) (ヲ含ム)
宝曆三年	131.779	—	131.779	60.718	銀 735.65 40匁ガヘニシテ 此米18石3斗9升1合2勺	79.1098	52.6698 (手作米) (ヲ含ム)

第9表 同一耕地の小作料の変動

田位	字名	面積	寛政九年		享和三年		文化十年		天保三年		嘉永元年		
			小作人	小作料	小作人	小作料	小作人	小作料	小作人	小作料			
上々田	かいでん	1.118	寛政九年 反動歩 小作料 1.60	1.60	享和三年 小作料 1.60	同	文化十年 小作料 1.60	同	天保三年 小作料 1.60	同	嘉永元年 小作料 3.50	嘉永元年 地主徳米 2.283	
〃	大はり	1.021	1.70	1.70	同	1.70	同	1.80	同	1.80	1.80	.645	
〃	大はり	.824	1.55	1.55	市郎左衛門	—	手作り	1.65	中町 加助	1.60	1.60	.676	
上田	なじし	.620	2.60	2.60	此町 善兵衛	2.60	勝龍寺村 又右衛門	2.60	吉市村 清兵衛	2.60	2.60	2.040	
			.820	.87	中町六兵衛	3.20	中町六次郎	3.20	上物久兵衛	3.20	下町宗三郎	3.20	2.584
〃	清水ケ口	1.100	1.80	1.80	藤左衛門	1.80	同	1.80	同	1.80	1.80	.722	
〃	清水ケ口	.806	1.70	1.70	下ノ町 平兵衛	1.70	同	1.80	中町 彦兵衛	1.80	1.80	.996	
〃	やけ町	1.212	1.85	1.85	村 長兵衛	1.85	同	1.85	八兵衛	1.85	1.85	.720	
〃	小栗師	1.000	1.60	1.60	村 久兵衛	1.60	下ノ町 太助	不明	—	1.70	1.70	.720	
〃	すねこき	.900	1.55	1.70	上町 樫兵衛	1.70	同	1.70	下町 宗三郎	1.80	1.80	.918	
〃	柳井田	.900	1.70	1.70	上町庄太郎	同	同	1.70	同	1.80	1.80	.918	
〃	すねこき	.724	1.80	1.20	横山 長左衛門	1.20	同	1.20	同	1.30	1.30	.533	
〃	木寺町	.520	1.60	1.60	勝龍寺村 与左衛門	1.60	同	1.60	村 長右衛門	1.70	1.70	1.076	
〃	樋口	.727	1.80	1.80	勝龍寺村 彌介	1.80	同	不明	—	1.85	1.85	1.876	
〃	井戸田	.210	1.05	1.05	村 清八	1.05	同	不明	—	1.05	1.05	.826	
中田		.715 .121	2.00	2.00	村 長兵衛	不明	不明	不明	不明	不明	7畝5歩だ けで2.00	1.970	
													4.65
下田		1.520	4.65	4.65	村 清次	4.65	同	不明	不明	不明	不明	4.70	3.489

及びその差引残高としての作徳米高について延享・寛延・宝暦時代のおよその程度を推測するために表示せるものである。前掲の第7表と照合するならば幕末に至るまでの彼の寄生地主的農業経営における規模の大きさを推測することが出来る。

第9表は同一耕地の小作料の変動を示すものである。十八例のうち、小作料の変動しないものが、四筆、残り十六筆は嘉永元年に至って増加している。最も甚だしいのは「小字開田の上々田一反一畝十八歩が一石六斗から一躍三石五斗と二倍強の小作料に増加している。生産力の上昇の反面、小作人は宛米の増加による収奪にあつて、全く余裕のない生活を送っていたのであり、彼等の頼みは冬作の麦、菜種にあつたのであつて、米作の殆んど全部は小作料としてとり上げられたらう。即ち過言ではないと思われる。

四、手作りの経営形態

以上、質屋三郎兵衛家の在郷商人としての小作地経営の解明を行ったのであるが、次に彼の手作りにおける農業経営はどうであつたかをみることにする。およそ手作り経営は、小作人からの小作地の返還、宛米未進による小作地の引上げ、質地の取得、或は買得等によつて如何に寄生的地主であつても、或る程度かかる農地の手作り経営は避け得ないものであるが、彼の場合には単にそのような手作り経営だけではなく、他人労力の使用によつて、手広く手作り経営を行い、資本家的経営に努力しているように思われる。

経営規模は文化十年度の「諸事附込帳」によると水田作付面積として壱町五反五畝の田植が行われ、玄米式拾四石七斗と外に餅米壱石七斗合計三拾六石四斗、反当收穫平均壱石七斗三合余の手作米が生産されている。更に文化十一年は水田作付面積式町壱反一畝式拾歩、弘化三年度の「農事録」によると、水田作付面積式町壱反壱畝式拾歩になつてゐることから、およそ

手作り水田面積は二町前後であると考えられる。

A、水田経営の実態

まず、稲作における水田経営の実態についてどうか。その資料に欠くるが、品種・種子量・草取・稲刈・労働力等について述べることにする。

1、品種

文化九年度「農業覚書」によると水田老町九反老畝式拾歩の作付が行われているが次のようになってい

夏作之覚（文化九年度農業覚書による）

圃場名	品種
一、すじかい、よこやま東半分	白川
一、大はり	新白川
一、森本	餅
一、たんだ	十すけ
一、かわた、よこ山西半分、柴本	万ばい
一、会の下の前、とりどり、尻敷苗代	中よし
一、六の坪、下五の坪東	七ふく
一、五の坪西、暮角、柳井田、いこだ、蔵本、上の五の坪、かいでん	新中よし

近世在郷商人の農地経営

一、堂ノ内	朝日
-------	----

三月廿種取覚（文化十三年諸事附込帳）

圃場名	品種
一、よこ山、拾く手、森本、大はり	白川
一、口田、暮角、東五の坪、六の坪、川田	百穀
一、会下の前、上の五の坪、柴木（作人 勘兵衛）西の五の坪	中良
一、柳井田	白川糯
都合九斗四升（粳種）	

弘化三年度作付品種（弘化三年農事録による）

粳種

- 一、糯 式斗
- 一、富田 式斗七升
- 一、善光寺 九升
- 一、中吉 三斗
- 四升一、唐寿坊 三斗
- 一、おかん長 四斗五升
- 〆 壱石四斗五升

このように多くの品種を植えた理由は当時の激

烈な水害、自然の暴威に対する農民の第一の抵抗であつたと考えられ、品種の選択と自然順応による育種が極めて敏感に働いていることを示している。そしてこ

て六月一日に終っている。此の間十二日間を要する。第10表によつて田植はおよそ旧暦の五月中・下旬に始まり、六月の上旬に終っていることが推測される。

これは、自然の暴威に順応する水稻栽培をすることによつて、生産力を高めていく上昇の過程を示すものといえるのである。

田植覚（文化十年）

五月廿三日
一、柳井田 六人
ク、
一、五ノ坪 七人
久満と
かめ

種子量は弘化三年は粳種老石四斗五升が苗代に栽培され、田圃、壱町九反壺畝式拾歩に田植をしている。

五月廿四日
一、五ノ坪 五人
ク、
一、六ノ坪 六人
久満
かめ

反当り畝種七合余りである。

五月廿六日
一、門田 八人
久満
かめ

2、田植
文化十三年度の田植をみるに一町七反五畝の圃場は二十二圃場に分かれる。五月十八日から田植が初まっ

五月廿八日
一、六反ふけ 二人
久満
かめ

第10表

力別 表
勞反 田植の始・終期及び

種別	文化十年	文化十一年	文化十三年	文政四年	弘化三年
田植始期	五月二十三日	四月二十五日	五月十八日	五月二十四日	五月十六日
田植終期	六月六日	五月十一日	六月一日	六月十五日	閏五月二日
勞力	九十三人手	百二十七人手	百五人手	百四人手	百三十一人手
反別	付一町五反五畝	一町三反一畝二十歩	一町七反五畝	一町七反三畝十歩	二町一反八畝十歩

五月廿九日
一、たん田 八人
志奈
かめ

五月廿八日
一、口田 五人
志奈
かめ

六月朔日
此記 さと三人 志奈二人 かつ三人
一、井戸田 四人
大ばり 三人
三升五合宛
かめ

六月三日

一、すじかい 九人 二升五合—その
三式升合宛 かい
めわ

内その二人半

残り二勺四ツ

六月四日

一、すじかい 一人 一升七合宛
六人 かいしお
めわまと

一、松の中 三人 三升

六月五日

一、森本 五人 四升四合宛
一、とりとり 五人
一、尻敷 五人
一、堂の内 三人半
かいくし
めわま

六月六日

一、柳井田 苗代 半人

一、尻敷 苗代 一人半

メ九拾三人 此畝九斗三升

壺斗五升 おと

壺斗六升九合 久満

二升七合 わさ

二升 しな

二升五合 その

九升三合 いわ

六升壹合 しま

三斗八升三合 かめ

右之通半夏生勘定致候也

「田植覚」によつて考えられることは、所要の勞力

はすべて日雇勞力で、自家勞力は全然提供されていない

ということ。一反歩の田植は「六人手」と称せられ

ている。田植賃は現物の米で勘定されていることであ

る。(早乙女一人一日賃金約米一升にあたる)

更にその勘定は半夏生にまとめて行われている。

3、除草

除草は圃場別に日雇人による他人労働力で行つてい

る。勞賃も大体圃場の面積に応じて一定し、一番草か

ら、止め草まで各圃場毎に同一人に請負わしめている

場合もある。

第11表によつて除草、一番草から止め草までの反当

り(六人手)所要勞力賃は、約壹年八升の費用が支払

われている。一番草、二番草、三番草と三回の除草を

第11表 除草労働力と労賃表

圃場名	面積	労働者数	賃請負者総計
一、柳井田	七人	三斗九升	浅七
一、松の中	六人	手	
一、上ノ尻敷	五人	手	三斗三升 三右衛門
一、大はり	六人	手	
一、とりどり	五人	手	三斗
一、森本	五人	手	三斗
一、すじかい	十人	手	三斗 ちよ
一、たんだ	八人	手	二斗四升 まつ
一、五の坪	七人	手	二斗一升 代拾匁 いち
一、六の坪	六人	手	一斗八升 さと
73人手 此賃式石斗九升、又壱升			
圃場名	面積	労働者数	賃請負者総計
川田	八人	手	三斗二升 満つ
蔵本	五人	手	三斗二升 満つ
一、すじかい	十人	手	三斗三升 ちよ
一、大はり	六人	手	一斗八升 さつ
一、とりどり	五人	手	三斗
一、森本	五人	手	三斗
一、柴もと	九人	手	三斗五升 浅七
一、六の坪	八人	手	三斗五升 浅七
一、たんだ	八人	手	不明 勝龍寺村 治右衛門
一、虫喰	不明		みか
一、虫喰	不明		みか
一、会の下の前	八人	手	二斗四升 平兵衛
総計不明			

するとせば、反当、一回の除草賃は六升になる。

之以改之

ところがこの除草労働賃金も米価の変動、時代の變遷によって推移が見られるのである。「諸事附込帳」

定

(文化十一年)「渡し草覚」の終りに次の如き事実が記載されている。

「一、当年草取之処し去西年米直段下直ニ付壱斗八升出し処今手渡し草之処、麥動茂不致渡し処追々前賃にて勘定渡し草壱斗四升に成候処麥後取方は壱斗八升之積りに而て被定候筈有之候に付壱斗八升渡し候に而茂有之、又壱斗四升にて不然に而茂有之事にて混雜い

「一、当年草取之処し去西年米直段下直ニ付壱斗八

戊(文化十一年)六月

村役人

升出し処今手渡し草之処、麥動茂不致渡し処追々前賃にて勘定渡し草壱斗四升に成候処麥後取方は壱斗八升之積りに而て被定候筈有之候に付壱斗八升渡し候に而茂有之、又壱斗四升にて不然に而茂有之事にて混雜い

これによって文化十年は反当り除草賃金は米壱斗八升(米の値段が安い)であつたのが、文化十一年には村定めにて壱斗四升、銀拾匁になっていることが明

は村定めにて壱斗四升、銀拾匁になっていることが明

たし不得止事、壱斗八升にて算用致置候但四升者内々之事也証文村定壱斗四升例年半夏生には定候而成候当年六月末の事右之段定有之也乃正記置候もの也然者今向先渡し草拾匁之積にて米直段高下に不懸可致之由村定也右之段渡し草

一、拾匁 但シ米ニ而壱斗四升

渡し草

一、男日雇 百二十文

一、女日雇 百文

らかにされる。

又労働賃金の決定権が村役人の手中にあつて毎年半夏生に「村定」としてきめられたもののように考えられ、労働賃金に嚴重な申合せの統制があつた事が推測される。彼もこの「村定め」の賃金を破つたことを「但四升者内々の事也」としているのである。

次に時代の推移による除草労働力の向上もみられる。

第12表

圃場名	文化十年	文化十一年	文化十三年	弘化三年
大はり	六人手	六人手	六人手	五人手
六の坪	六人手	六人手	六人手	五人手
柳井田	七人手	七人手	七人手	六人手
会の下前	八人手	八人手	八人手	七人手
たんだ	八人手	八人手	八人手	七人手

第12表は除草労働力の向上を示したもので、文化度は六人手であつたものが弘化度には五人手という如く一定の田圃に対する除草労力の投下が減少し、生産力の上昇が見られるのである。

4、稲刈

近世在郷商人の農地経営

文化九年「農業覺書」によると稲刈について次の如き注意書がされている。

『早稲、植付の日より百廿日目より可刈

中稲、植付の日より百卅日目より可刈

晩稲、植付の日より百三十五日より可刈

右はおよそと雖ども定りたる日限也』

文化度における稲刈開始のおよそその日取りが推計される。さて稲刈も全く他人労働力に依存したわけで、自家労力は認められない。

〔例一〕田刈渡シ覚（文化十一年諸事附込帳）

壹斗二升 八月十二日渡し

一、上五ノ坪 拾壹人 浅 七
下五ノ坪 五人

六升 八月十一日渡し

六升 同月廿九日渡し

六升 十月七日渡し

差引二升

一、井戸田 四人
そうやけ 八人 六兵衛

差引八升

一、会の下の前 八人 久助

五升

三升

古市町 甚五郎

十月十日豆

十月廿九日

一、沓人

一、沓人

十一日そう

三月十日

一、沓人

一、沓人

十二日暮柳

四日柴中

一、沓人

一、沓人

十三日そう

五日柴中

一、沓人

一、沓人

十八日五、六、うけ

一、沓人

廿日、十

一、沓人

×沓貫五十文渡す、

(以下虫喰いのため不明)

(例二)日履覚(文化十一年同書)

九月四日

四郎兵衛後家

一、沓斗わたし

六日 七日 八日 九日

半人 沓人 沓人

廿八日 廿九日 十月二日 八日

沓人 沓人 沓人 沓人

十五日五坪東

十六日、五、六の坪

廿九日蔵本

沓人

沓人

沓人

×拾人半

差引五合不足

十一月九日渡し

おまかわ娘

きく

九月八日開田

十五日筋かい

沓人

沓人

十七日柴本

廿五日川田

沓人

沓人

廿六日島々

廿八日講堂の前

沓人

沓人

廿九日同

十月七日井戸田

沓人

沓人

廿一日そうやけ

廿六日柳井田

沓人

沓人

拾壹人

壹斗壹升

五升

× 壹斗六升

内米五升

十一月九日渡し

平右衛門嫁

九月廿八日講堂前

壹人

壹升 十一月九日渡し

この「例一」「田刈渡し覚」は請負刈による稲刈の場合であって、一人手につき米一升の割で圃場の稲刈を請負わしめているのである。「例二」「日雇之覚」

は日雇いによって稲刈を行っている場合である。一人手につき米一升の割であることは請負の場合と同じである。何れにせよ、稲刈は他人労力で九月から十月にかけて行われたのであって、多くは近在の貧農の婦女子を日雇いで使用したように考えられる。

5、稲こき

近世在郷商人の農地経営

刈取り後の稲は圃場で乾燥か地干し、圃場毎に稲こきが行われたと考えられる。他人労力依存は稲刈同様である。なお日雇賃は一人百大体米一升の割である。

日やとひ覚(文化十年諸事附込帳)

いねこき

そばうち

平右衛門

同

一、壹人

柳井田いねこき

一、壹人

三升五合

外にうすすり

五人

小米 壹斗

× 渡し

柳井田いねこき

一、壹人

わ さ

外にうすすり

三人 小米三升

× 四升 渡し済み

十三日 十六日

一、壺人 一、壺人

庄九郎後家

十四日

一、壺人

五兵衛後家

九月廿七日

一、米五升 渡し

ことうどの前

一、壺人

いねこき

いどた

一、壺人

〃

大はり

一、壺人

〃

同

一、壺人

〃

よこ山

一、壺人

〃

十人手

一、式人

〃

森もと

一、壺人

〃

かわだ

いねこき

一、壺人

十月十五日迄

まめ引

一、壺人

まめこき

一、壺人

うすすり

一、(壺人
半人)

まめこき

一、半人

柴もといねこき

一、壺人

口田

一、壺人

同

6、白引き

稻扱き作業に引きつづいて粃の乾燥と白引きが行われる。粃を玄米と粃殻とに分離する作業である。この白引きのときに、収穫高が計量される。文化十年の例

をとると、三、四ヶ所の圃場毎に区分して白引作業が行われ（品種混雑を防ぐため）その生産玄米が計量されている。白引きには毎日数名の婦女子が使用されている。主として女子の作業であったと考られる。又白引きに「夜引」「昼引」「家内人数」の但し書のあるものもあることから、当時の白引きは夜なべ仕事の一つでもあり・昼夜懸命に働く多忙な穫り入れ秋の百姓の生活がしのばれる。

更にはんのわずかだけ自家労力の提供による白引きも行われ、家族労働による手作経営への参加もあつたのである。

白引人数覚

十月一日
すじかい、よこ山
一、拾人手
一、六人手
米 四石九斗五升

こつどうの内、二人手
たんだ、堂の内
大はり、森本
一、拾八人半手
米六石九斗

いわかさみ いわかし
しきさめへえ しきさめへえ
かいいさわい内い
めわちよさし し

一、こつ堂前六人手
餅壹石七升

半日
かさい
めよし

一、柳井田、五の坪
とりどり
米六石

甚兵衛
助四郎
か辰之助
かいしめ
さよち

一、六の坪、口田
六反ふけ、川田、しりしき

半日
かさい
にめよし

混雑
六石八斗五升

かわさい
めちさよし

合式拾四石七斗

外餅 壹石七斗

反別壹町五反五畝

平均壹石七斗三合

7、生産量

文化十年の生産量はさきの「白引人数覚書」によつて明らかになく、手作水田面積壹町五反五畝、収穫玄米式拾四石七斗、平均壹石七斗三合になっている。文

化十三年の生産量は、「白引の覚」によると次の如き
 反当生産収量であつたと考えられる。

大体平均反当収量は文化度では一石七斗から二石位
 あつたのではないかと考えられる。

一、柳井田 餅 七人手
 式石三斗 反当収量壱石九斗六升（餅米）

二、大はり 拾人手
 反別合壹反壱畝二十歩

三、上志りしき 五人手
 反別合四反八畝十歩

四、下志りしき 五人手
 反当収量二石一斗五升

五、森本 五人手
 反別合二反五畝二十歩

六、拾石四斗 拾人手
 反当収量一石四斗（弱）

白引者 内人数（白引労働者が家族の場合であろうと思
 われる。）

第13表 手作米生産収量

年代	項目	手作米	備考
延享三年 (1746)		石斗升合 2 6. 7 1 0	—
宝暦六年 (1756)		2 6. 1 4 0	2 5 筆
明和七年 (1770)		1 8. 2 6 0	2 0 筆
安永二年 (1773)		1 0. 0 6 0	1 7 筆
天明七年 (1787)		2 2. 7 1 2	2 7 筆
寛政九年 (1797)		1 5. 6 1 0	2 5 筆
文化十年 (1813)		2 4. 7 0 0 外三餅1石7斗 反当り1石7斗	作付反合 1町5反5畝
文化 十一年 (1814)		3 9. 2 0 0 反当り1石8斗7升0 (2町1反1畝20歩)	宛米34石8斗5升了 内畝引3斗4升 簡引13石4斗8升5合 差引 31石2升5合
文化 十三年 (1815)		3 4. 0 0 0 (反当り 1石9斗5升)	作付反合 1町7反5畝
文政二年 (1819)		3 0. 0 1 2	2 1 筆
文政三年 (1820)		3 5. 0 1 2	合計 手作・宛米 153石3斗6升8合

第13表によつてみるに、文化十年の反当平均収量一
 石七斗から文化十一年は反当収量平均一石八斗七升、
 文化十三年は一石九斗五升になっている。豊凶による
 増収もみられるが生産力の上昇による増収もあること
 はみられないこともないわけである。

B 畑作経営の実態

水田における資本家的手作の経営は以上の
 如くであるが、畑作経営はどうであつたか。

ここでは商業的農業経営が早くから進めら
 れている。延享度にみられる畑作の種類は
 第11表にみられるように、茶・麦安・大麦・
 小豆・空豆・菜種・ささげ（赤、白）粟・き
 び・ごま・たばこ・唐きび・綿・そば・ねぎ・
 牛蒡類で、そのうち生産金額が百匁以上のも
 のは、麦、菜種、綿でこれ等は当時の商業的

第 14 表 畑作物種と生産額

	延享三年	延享四年	文化十一年
茶	生産高 63斤	30斤	12匁800匁(42斤)
	が へ 6分	6分	6分6匁
麦	生産高 3石5斗	3石7斗	25分6匁
	が へ 45匁	45匁	3石8斗
大	生産高 6斗3升	1石5升	—
	が へ 30匁	30匁	—
小	生産高 1石8斗7升	2石6斗7升	—
	が へ 50匁	50匁	—
そら豆	生産高 4斗7升	6斗2升5匁	6升5匁
	が へ 40匁	30匁	—
菜	生産高 1石6斗	1石9斗3升3匁	1石5斗2升
	が へ 70匁	75匁	—
赤さげ	生産高 4升5匁	8升5匁	—
	が へ 50匁	100匁	—
白さげ	生産高 3升5匁	1斗7升(夏大豆)	—
	が へ 50匁	90匁	—
粟	生産高 2斗6升5匁	3斗	—
	が へ 40匁	30匁	—
び	生産高 1斗8升5匁	3升1升	—
	が へ 30匁	25匁	—
金	額 5匁5分5厘	7匁7分5厘	—

	延享三年	延享四年	文化十一年
胡	生産高 1斗2升5匁	9升5匁	—
	が へ 110匁	120匁	—
煙	生産高 13匁7分5厘	11匁4分	—
	が へ 83斤	56斤4分	—
唐きび	生産高 5升	(小豆) 9升5匁	—
	が へ 40匁	120匁	—
細	生産高 193斤8分	1本21斤	—
	が へ 65匁	81匁	—
側わた	生産高 11斤	20匁	—
	が へ 25匁	50匁	—
ろ	生産高 9匁6分5厘	25匁	—
	が へ 7斤8分	1本	—
総	生産高 3匁500匁	40匁	—
	が へ 8匁	—	—
嵩	生産高 —	3斗7升	—
	が へ —	40匁	—
午	生産高 —	14匁8分	—
	が へ —	—	—
合	887匁4分	858匁9分	—
	6匁	—	—

○印は栽培する作物である。記入名作物も同様なり。

農産物として、水田の裏作に、又畑の夏作（綿）として盛んに生産されたことは明らかである。第15表は、と

第15表 主な畑作物とその産額

種類 年学	種類		綿 斤分
	麦類	菜種	
延享三年	石斗升 6	石斗升合 1.6	193 8
延享四年	7.4 2	1.9 3 3	1本21斤
文化十年	1.300	不明	不明
文化十一年	3.800	1.5 2	不明
弘化三年	2.040	1.9 2	不明

くに麦、菜種、綿の産額を表示したものである。「文化九年農業覚書」の巻頭には畑作について次の如く注意書が記載されている。

「綿 六月土用之日迄三十八日前晴くを大吉と云う。」

「秋小豆 土用三日前と云う習しで、いつも遅く土

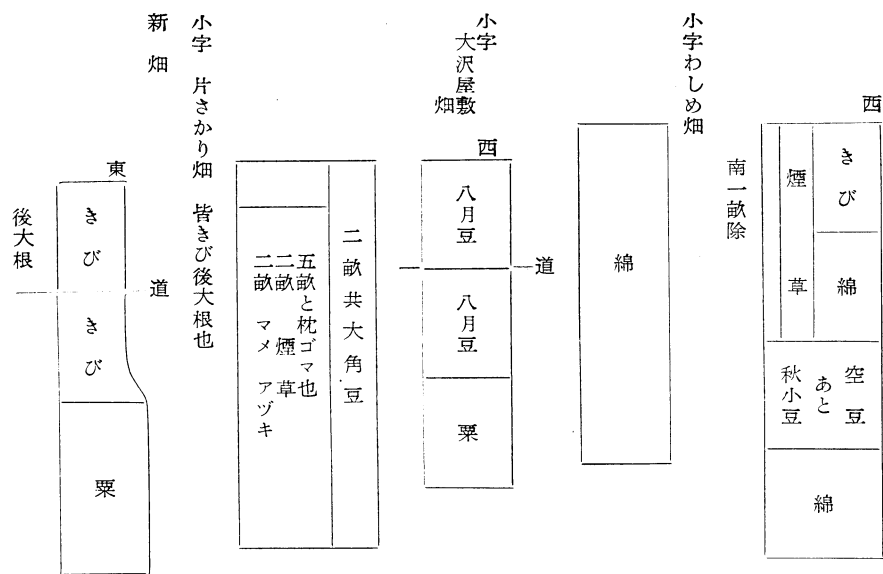
用入れば植付けてよし」

「空豆 可成丈く早く植えてよし」

なお畑作の心覚えとして各畑について作付区分図ま

で描かれている。たとえば

小字蔵垣外（畑の名）畑



小字よこ山畑 秋小豆植し処 旱損皆無 蕎麦也。

なお麦打ち労働の日雇覚えがあるが一日米一升の賃
錢で行っている。

「麦うち覚」(宝曆八年)

四月廿六日 廿八日

一、壹人 とめ 一、壹人 いし

廿九日 廿九日

一、壹人 とよ 一、壹人 さよ

卅日 卅日

一、壹人 おつた おとよ

五月一日

一日中 おつた 中町おとよ分メ式人

おつた分メ式人 質 借方へ上ケ

内

米 彙升かし

五月十一日

残り壹人質彙〇〇へ上ケ

C 藪畑における商業的經營

近世在郷商人の農地經營

「筍は乙訓」の名も高く乙訓郡西の岡一帯は竹材及び筍の特産地として世に知られ、京阪神は勿論全国の市場に向けて筍及びその罐詰が売り出され、その年産額は五十六万貫に上っている。今日この地帯農民の貨幣収入源として筍は欠くべからざる商品的農業生産物になっていたのである。しかしてこれは近世江戸時代においてもやはりそうであつて、元祿・享保頃に共に三十万余の人口をもつ京阪兩都の蔬菜供給園として乙訓郡の筍は、早くもその需要を満たす商品的特有農産物として盛に売り出されていたのである。この事實は質屋三郎兵衛の藪畑における商業的農業經營によつて明かにされるのである。即ち彼はその集積された藪畑の經營に力を注ぎ、竹材及び竹皮・筍等の生産によつて貨幣資本の獲得と蓄積を図つたのである。例えば寛政年間における彼の藪畑經營を見るに次の如くである。

「寛政十二申年、藪物成之帳」の記載例による。

竹子荷数覚

久宝寺屋長兵衛入

閏四月 二日 笋 壹丸 代貳百九拾壹文

四日 同 壹丸 代百八拾八文

八日 同 貳丸 代貳百三拾三文

十一日 同 貳丸 代貳百六拾九文

十三日 同 貳丸 代貳百五拾貳文

十五日 同 壹丸 代九拾五文

十八日 同 壹丸 代百卅六文

廿九日 同 五丸 代壹貫五百廿七文

× 貳拾三丸 代三貫八百四拾八文

魚屋 喜兵衛入

閏四月 六日 笋 貳丸 代貳百五拾九文

八日 同 貳丸 代百六拾六文

五月 二日 同 六丸 代貳貫四百卅文

× 拾七丸 代貳貫四百七拾六文

合 六貫三百廿四文

竹 皮 覚

一、はちく壹貫五百目 百三拾文がへ 代 貳百文

一、まだけ廿八貫八百目八百文がへ 代貳貫貳百八十八文

一、同 とんがめ四貫七目 代百拾文

一、核 三貫七百目 三百文がへ 代壹貫百拾四文

× 三貫七百拾六文

当申上り高

× 拾貫四十文

籠屋 藤右衛門に売る。

註、筍の価格が日により、時期によって変動していることは今日の場合と全く同様である。竹皮の「まだけどんがめ」とは根本の方の竹皮をいうのである。したがって品質は悪くなる。

竹材寛酉八月(享和元年)

一、九寸 拾七本 八束五分

一、八寸五拾貳本 拾七束三分

× 廿五束八分 此駄 六駄壹束八分

貳拾三匁替 代百四拾八匁三分五厘

一、七寸 百五拾本 三拾七束五分

一、六寸 百六拾九本 貳拾八束壹分

一、五寸 百三拾貳本 拾三束貳分

一、東 百廿六本 七束

× 八拾五束八分 此駄 貳拾壹駄壹束八分

拾八匁替 代三百八拾六匁壹分

合×五百三拾四匁四分五厘

山明寺 助左衛門に売る。

右の記帳例によって明らかなく、竹材の売却による貨幣収入は相当な金額に上っている。

更に藪畑経営による年度別収入高を統計表にすると

次の如くなる。

第 16 表 年度別藪畑収入表

年 度	筍	竹 皮	竹
延享三年	3貫125匁 代 44匁3分7厘	1貫690匁 代22匁4分	124束 代232匁 竹枝90把 7匁3分
延享四年	3匁6分	—	151匁9分9厘
寛政十二年	6貫324文	3貫716文	不明
享和元年	4貫954文	1貫757文	銀534匁4分5厘
同 二年	11貫509文	4貫377文	銀169匁6分
同 三年	6貫324文	928文	銀231匁1分3厘
文化元年	9貫800文	2貫660文	銀171匁2分4厘
文化二年	12貫960文	1貫800文	銀181匁2分5厘
文化三年	16貫706文	3貫945文	不明
文化四年	15貫230文	不明	不明
文政二年	銀124匁6分	5貫464文 8厘代銀48匁6分5厘	銀481匁4分9厘
文政六年	匁6貫130文 銀24匁1分	6貫500文	銀429匁7厘
文政八年	銀142匁		銀725匁5分6厘

資本蓄積の一役を荷っているのである。

D 施肥事情

施肥の種類によって、その農業経営が進歩的であるか否かが判別されると考えられるが、延享三年の「作り覚」同四年の「同書」によって、この時代に早くも酒粕・油粕・綿実油粕が大量の糞尿とともに購入、使用され、進んだ経営がなされている。なたねの油粕は本家の油屋彌兵衛から、糞尿は京都から運搬購入しているのである。第17表は肥料購入費の一部を計算せるものである。

この表によって、延享時代の一年間の肥料費用が四百匁前後であったことが明らかにされる。

第16表によってみられる如く、藪畑経営における商業的生産と、それによる貨幣収入は、賃屋三郎兵衛の

文化度になると肥料代は約二倍に上昇している。例

えば、文化十一年度の肥料代は次の如くである。

第17表 肥料の購入表

年代	延享三年	延享四年
種類		
京都小便	42荷 代39匁2分	29荷 26匁1分7厘
京都こえ	13荷 代26匁	24荷 51匁3分8厘
せうちうかす	6駄 代85匁5分	6駄 105匁4分1厘
油 粕	14玉 60匁8分	8玉 35匁2分
綿 の 実	9貫匁 6匁9分7厘	10貫匁 6匁9分
二 条	二人手併ニ車力共 42匁2厘	同前48荷 45匁6分
淀 や	二人手併ニ車力共 12匁4分4厘	同前14荷 15匁3分
松 原	二人手併ニ車力共 18匁6分9厘	同前18荷 17匁2分2厘
西 洞 院	二人手併ニ車力共 46匁3分5厘	同前47荷 51匁2厘
質 屋	二人手併ニ車力共 25匁7分5厘	同前 25匁
玄 周	二人手併ニ車力共 25匁	同前 25匁
合 計	388匁5厘	440匁2分

酒粕、干酒粕、石灰、のような種類の肥料が使用されている。金肥の購入価格については、同じ文化十一年における「当座売買覚」によって知ることが出来る。

当座売買覚（文化十一年諸事附込帳）

文化十一年三月十三日

一、生かす六拾六貫 ころ屋 喜右衛門

十五日

一、同 五十九貫

同 三十五貫

× 四駄 十四匁五分がへ

代五拾八匁

○文化十三年三月八日

一、生かす四駄拾貫目、ころ屋喜右衛門

拾五匁五分がへ 代六拾五匁八分七厘

文化十一年四月十六日

一、肥石灰式駄半 四郎右衛門

代六匁四分四厘

文化十一年三月十日

一、干酒粕 百拾五貫 長 八

肥料代惣ノ 諸事附込帳（文化十一年）
八百七拾四匁六分

内

- 一、糞尿 京都より 代四百四拾貳匁九分七厘外ニ金壹分
- 一、油粕 四拾七玉 代貳百三拾六匁八分
- 一、酒粕 四駄 代五拾八匁
- 一、干粕 百拾五貫匁代八十三匁三分七厘
- 一、石灰 式駄半代 三十七匁式分壹厘
- 一、其の他

即肥料代が銀八百七拾四匁六分になり、糞尿、油粕、

芚貳十九匁

代八拾三匁三分七厘

文化十三年三月八日

瀬戸物町 山城屋源兵衛

一、千粕五匁代百五拾五匁

正味三拾芚匁がへ

とあり、肥料商から購入しているのである。恐らく水田の肥料として使用したもので、文化度の割合に進歩した肥料事情が明らかにされる。

京都からの糞尿購入については毎年一定のきまつた家から購入している。購入価格及び方法は芚荷大体芚匁式分宛で大小便を分けな場合と、大便と小便分をけて、大便合九十五荷、代銀式百三拾七匁五分（芚荷、芚匁五分宛）小便合拾四荷、代芚貫五百六拾匁（此代銀拾四匁三分七厘、芚荷、芚匁九厘七毛宛）の如く清算して購入している場合の二通りが普通であるが、なかには、荷数を勘定せず、一年金芚分也とか、餅米二斗五升ずつといったふうに契約して購入している場合もある。そしてこれ等の京都で購入された糞尿肥料は

舟と車力で運搬されたのである。

寛（文化十一年）

仏光寺通鳥丸西へ入町北側

十一屋庄兵衛

芚荷芚匁式分

正月廿九日

一、芚荷

二月八日

一、式荷

二月廿三日

一、式荷

三月十二日

一、式荷

四月九日

一、式荷

五月廿日

一、芚荷

六月十四日

一、芚荷

六月廿一日

一、式荷

五月廿六日

一、式荷

×拾四荷 代拾六匁八分

堀川本町東かし屋町六角下ル所西側

八文字屋 久左衛門 続五家

壹年分不指 金壹歩づつ

正月六日

六月七日

十月廿七日

一、式荷

一、壹荷

一、壹荷

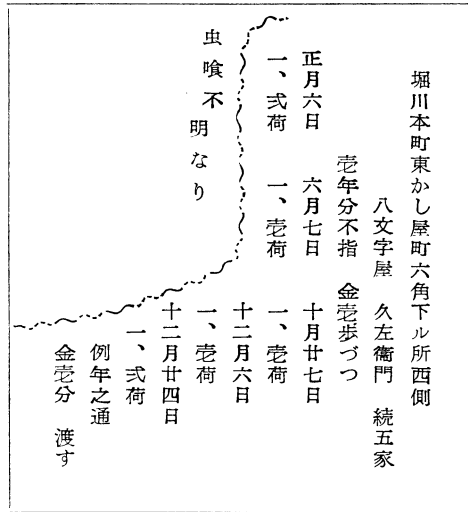
虫喰不明なり

十二月廿四日

一、式荷

例年之通

金壹分 渡す



なお糞尿の運搬は一年を通じて行われ、運ばれた糞

尿は石灰と粘土でかためた肥壺の中に入れて蓄えてお

き、所要の時に使用したのである。

E 農業労働力の構成と賃金形態

以上文化程度を中心に質屋三郎兵衛の手作りにおける

農業経営を見てきたのであるが、経営の基盤である労働力はどうか。各年度における「諸事附込帳」によってその概要について述べることにする。田、畑の労働

力及び賃銀は、次の第18表によって明らかなく、相当な量と賃銀に上っているのである。なお宝暦十一年の手作り田畑面積は、稲作反別合計式町壹畝式拾歩、裏作反別合壹町壹反三畝拾歩（綿畑とも）になっている。

次に労働力の構成については、自家労働の提供は殆んど見られず、日雇賃金労働を主要労働とし、これに年傭労働と僅かな手伝労働が組合わされている。彼の手作り経営は、全く他人労働力に依存していたのである。

1 日雇賃金労働

経営における大部分の労働力の確保はこの日雇賃金労働であった。第18表によっても明らかなく、宝暦八年は男女一年間の日雇延人員百六十人、労賃百十二

第18表 一年間の労働費用

種別	延享三年	延享四年	宝暦八年	宝暦十一年
田すき賃	七拾三匁	八拾匁	日雇賃ニ含マレルカ?	同 上
植田賃	七斗七升 代銀二拾壹匁六分	四斗七升 代銀拾四匁七分	大麦六升三合四勺 代銀二匁二分二厘 (外へ出す分)	大麦三斗七合七勺 十五匁ガハ 代銀五匁六分六厘
水田草取賃	二拾六匁五分	米三斗代 式拾壹匁	米壹斗三升代 八匁四分五厘	同 上
日雇賃	女日雇百五人 六拾九匁 長次郎二十二人半 二拾壹匁二分九厘	女日雇八十六人 五拾七匁二分 同上拾二人半 九匁二分四厘	男女日雇 百六拾人(日中) 百拾式匁三分五厘	同 上 百七拾五人半 百廿式匁八分五厘 内
合計	百八拾四匁 八分九厘	百八拾壹匁 五分四厘	百二拾三匁	百二拾八匁五分一厘

※下人を使用している分は計上されていない。(外へ支払われる分だけである。)

匁三分五分であり、同十一年は、百七十五人半、労賃百二十二匁八分五厘に上り、何れも年間全労力(年傭労力を除く年間の全労力)の九十九%以上を占めているのである。日雇労力は年傭労力、手伝等の労力に伍して、田植、草取、施肥、麦まき、収種作業等一切の農事に使われる。しかし時には農事一般以外にも利用されている。その主な労働作業の例をあげると次ぎの

如くである。

(宝暦十一年)

- 三月 よしかり、麦手入
- 四月 綿種蒔き、土もち
- 五月 圃場普請、茶つみ
- 五月 麦刈、綿蒔き、麦打ち、畦刈り、田植、綿の草取り
- 六月 土返し、施肥、一番草、二番草、三番草
- 七月 野方

- 八月 たばこかき、大根尿持、菜まき、稗抜き、綿のあごかき
- 九月 きび蒔、せん菜蒔、田刈、稻こき、綿とり、白引き
- 十月 いねこき、麦まき、白引き、田刈
- 十一月 綿とり(一日)、麦まき、白引き、菜種地作り、大根地麦まき
- 十二月 草取り
- 一月 不明
- 二月 不明

立命館経済学（第三卷・第三号）

草取りよう覚（宝曆八年）

五月廿二日

一、耆人 えげの前土返かし方へ上げ

廿三日

一、耆人 〃

廿四日

一、耆人 かけこし土返

廿五日

一、耆人 五の坪土返

同

一、耆人 〃 済

廿六日

一、耆人 たん田耆ばん草

廿八日

一、耆人 しばもと耆ばん草

かけこし耆ばん草

秋日よう覚（宝曆八年）

九月四日

中町 おつや

九月十二日

一、耆人 かけこしいねこぎ

十月六日

おとよ

一、耆人 うす引

十月十三日

一、耆人 妻まき

十月廿七日

一、耆人 てつだい

十月廿八日

一、耆人 てつだい

十一月七日

一、耆人 なたね植

おいわ

おいは

清兵衛

おつや

同人

日雇賃は、年によって異なっているがおおよそ次の第19表の如くである。

第19表 日雇労働賃銀の推移

性別	年代	宝曆八年			宝曆十一年			文化十一年			文化十三年			弘化三年		
		男日雇	女日雇	備考	男日雇	女日雇	備考	男日雇	女日雇	備考	男日雇	女日雇	備考	男日雇	女日雇	備考
男	日雇	銀七分五厘	五十文		五十文	四十文		百二十文	百五十文		百五十文	百八十文		百五十文	百五十文	
女	日雇	五十文	(米一升)		四十二文	(米一升)		百文	百文		百文	不明		不明	不明	
備考		男五十文、 四十五文も みえる						村定め による								

これによって時代とともに日雇賃金が高くなっていることが推察されるのであるが、しかしこのような賃金

の高騰は米価がそれにつれて高くなっていくので結局は実質賃金においては同じであったのである。更に前も述べた如く、農業における日雇賃金は割合に厳しい統制が毎年村役人の手で、諸種の事情を考慮して加えられる、「村定」として規定されていたようである。なお日雇労働者は殆んどが女子であった。支払方法は、盆、正月を中心としているが、必要に応じ、貨幣、米、麦、きび等で清算されているが、なかには年貢、借金等の債務の支払いにあてられているものもある。次に二、三実例をあげる。

〔例一〕 日雇の覚（文化十一年）

九月四日

一、老斗渡し

四郎兵衛後家

七日

八日

九日

六日

半人

壹人

壹人

壹人

廿八日

廿九日

十月七日

八日

壹人

壹人

壹人

壹人

十五日

十六日

廿九日

壹人

壹人

壹人

近世在郷商人の農地経営

拾人半

差引五合不足

十一月九日 渡

〔例二〕

日雇の覚（文化十一年）

十月十日

十一日

十二日

古市町 五兵衛

一、壹人

壹人

壹人

十三日

十八日

十九日

廿日

壹人

壹人

壹人

壹人

廿九日

十一月三日 四日

五日

壹人

壹人

壹人

壹人

〆 壹貫六百五十文渡し

〔例三〕

日雇の覚（宝曆十一年）

下の町 六右衛門

八の坪田刈ちん

一、米九升五合

年貢ちん 差引ずみ

〔例四〕

日雇の覚（弘化三年）

四月二日苗代砂持ち

五兵衛

一、二人半

〆 六百廿四文 渡しずみ

2 年傭勞力

質屋三郎兵衛家に年傭として雇われているものは、

早くも宝暦度において、年間賃金契約による給取形態を示し、先進地帯における年傭労働者の形態として注目すべきものである。その二、三の例をあげる。

〔例一〕 「下人之覚」(宝暦八年)

下人善七(男)

とら二月より卯二月迄

一、百七拾匁 給銀也

内

正月十四日

一、錢五百文 かし 代七匁五厘

十七日

一、錢三百文 かし 代四匁二分

廿二日

一、錢二百文 かし 代式匁八分

× 百四拾匁壹分壹厘

差引残廿九匁八分九厘

過

十一月卅日渡しすみ

〔例二〕

(宝暦八年)

下人 かめ(女)

とら八月より卯二月まで

一、五拾匁 給銀也

内

十一月三日

一、式百文 かし 代式匁八分

八日

一、壹貫文 かし 代拾四匁五厘

十二月十日

一、三拾壹匁七分五厘 かし

× 四十八匁六分

差引 壹匁四分 過

此ぜに百文預り

この宝暦八年度の年傭者は、男二人、女二人、給銀合計五百式匁を支払っている。そして男子下人一人年傭給銀はおよそ百六、七十匁、女子下人一人、年傭給銀は百匁のようである。そしてこれらの年傭者は殆んど農業労働の一切に使用され、ことに男子の年傭者は、京都からの糞尿の肥料の運搬に年中専門的にあたっている。この点からみて男子年傭者の雇入れは、日雇勞

第 20 表 奉給銀之覺

氏名	雇入年月	給銀	年季
菅助	嘉永元年	三両	七年
浅五郎	安政元年	二百匁	七カ年
磯松	同二年	百六十匁	下式カ年 下式カ年
やえ	同三年	百匁	下式カ年
利兵衛	三年九月	三両貳朱	一
五右衛門	同四年	四百二十匁	三カ年
なみ	同年十二月	六十五匁	一
八五郎	同年十二月	三両二分	一
彌助	同五年五月	七兩七匁	七カ年

働者で出来にくい糞尿の購入と運搬を主たる目的にしていたのではないかとさえ考えられるのである。なお右の二例では契約結銀は期日完了後に支給されるのが建前である。幕初当時の債務的色彩は稀薄にたっている。そして契約期間中労働者の要求によって、若干の金が支払われる形態が見られる。このような形態は給取労働に入ったことを示すものである。初期債務労働より変質し、賃金化が濃厚となり、かつ雇主側

も雇人側も自分の計算によって労働の負担を行っていることが明にされるのである。

更に嘉永、安政度になると、多くの年傭者がみえる。そしてここでは質物奉公的な色彩をもち、相当長期のものもある。第20表はその給銀と年季間を表示せるものである。

かくて彼が在郷商人として、賃屋、金貸業に従事し乍ら、他面寄生的地主として、更に手作り地主として、実に多角的な農業経営をつづけていくためには、多くの年傭労働力と日雇労働力を確保しておく必要があつたのである。そして極めて低廉な給銀で下人を使用し、有利な経営をつづけたであろうことは想像に難くない所である。

この外、手伝労働もまれに見受けられるが、(宝暦度)これは賃銭の支払われていて、その形態は農奴的な面も出ているが、一般的には賃銭化しつつあることがみられる。

F 野道具

彼の手作り経営における労賃関係は以上の如くであるが、その外に経営上欠くべからざる、農具代、種子代等諸種の所謂野道具的な経費がある。彼はこれ等の費用を「野どうぐ」として一括勘定している。今その実例をあげて、当時の野道具を明することにすると共にその経費を見ることにする。

のどう具(宝曆十一年)

二月十六日

一、三拾六文 午房種壹合五勺代

十八日

一、五文 江戸大根種

廿七日

一、壹匁五分 (ちよんのくわ先かけとばやへ渡す)

四月三日

一、十八匁 (むしろ三十枚久兵衛に渡す)

五日

一、三匁五分 綿種貳貫五百匁 壹匁四分がへ 山久で買

七日

一、三十六文 (竹の子かき貳貫早乙女の筈也)

十日

一、廿匁文 どのの芋種三斗代

十三日

一、十三文 同かす、二斗五升、五文がへ

十四日

一、六拾文 かま壺丁

十七日

一、八拾文 あじろの箕

廿五日

一、三百九拾四文 茶つみちん

五月廿九日

一、五分貳厘 (大妻三升五合代 茂兵衛どのへ渡す 牛の飼養代)

五月廿九日

一、貳拾五文 よしかりがま壺丁(古物)

六月一日

一、五拾文 馬やはらい

同

一、十貳文 同所白米三合代

六日

一、三十四文 やぶのばん

七月七日

一、三百五十三文 寺戸いしや〇〇

廿七日

一、五文 江戸大元たね

五月十六日

一、三十文 称の入

七月廿八日

一、二拾四文 くまでかま巻つ

八月廿八日

一、七拾文 口久かま巻丁

九月一日

一、貳百貳拾文 (かなこぎ二丁
なおし代 藤四郎渡)

同

一、五文 みづなたね

十一月十七日

一、老匁七厘 (米貳升五合
牛の飼養)

十二月六日

一、百文 四勺くまで代

同

一、四匁 すき先かけ

同

一、三匁五分 くわ先かけ

十二月廿八日

貳匁三分八厘 (中立三本 おつ立三本
老頭につき七匁がへ)

銀ノ三十四匁四分七分

ぜにノ老匁六百老匁文

十五匁三分がへ

代廿四匁四分九厘

惣ノ五拾八匁九分六厘

野道具費

年号	金額
延享三年	23匁7分
同四年	20匁6分
宝曆八年	209匁4分3厘
同十一年	58匁9分6厘

G 手作り経営における収支勘定

彼の手作り経営内容について、その概要を明らかにして来たので最後にその収支勘定によって、彼が一年間にどれだけの手作りの収益をあげたかについて述べることとする。

第 21 表 手作り経営の収支勘定表

年代	収 入		支 出			残 高
	品 作	田 作	肥料代	野道具	労働費	
延享三年	887匁 4分6厘	26石 7斗1升	338匁5分	23匁7分	267匁7分	20石 3斗6合 9石5斗6升9匁 (63匁ガハ) (田作米の36%)
〃 四年	858匁9分	22石 8升4合	440匁2分	21匁 7分8厘	221匁 9分7厘	16石7斗 5升5合 7石9斗2合 (88匁ガハ) (田作米の36%)

(備考) 両年度共に、米、麦の葉・新穀のから、野菜の類下男女の総銀額米を除く。

第21表によって手作り経営勘定は、剰余としては、十石未満で、この中から、年傭者の給銀を差引けば、その残高だけでは衣食住費は到底賄えなかつたと考えられる。小作米の場合は小作料の四十%前後で米・四、五

十石が剰余となっているのに比べ、全くの他人労力に

依存した手作り経営では、多額の経営費のためにどれ程もの剰余は生じなかつたのである。しかし乍ら、彼はすでに述べた如く、家業として質屋を経営し、或は金貸、金融業を営み、又は米、砂糖相場の投機的取引を行い、寄生的地主として収得せる剰余小作米及び手作米を商品化して販売したり、

藪畠から筍、竹材を生産して収益を図る等、多角経営を行つてゐるからして、衣食住費の捻出が、他の経営面から出るものとすれば、手作り経営による収益も又無視するわけにはいかないのであつて、やはり資本蓄積の方途であり、致富へのコースでもあつたのである。そして彼の経営は正しく資本家的経営形態であつたといひ得るのである。